

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律案

規制の名称：(1) 国内における違法漁獲物の流通防止のための規制

(2) IUU（違法・無報告・無規制）漁業による漁獲物の流入防止のための輸入に係る規制

規制の区分：新設 改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：水産庁漁政部加工流通課

評価実施時期：令和2年10月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

水産業は、その大部分が天然資源に依存する産業であり、各漁業者や各国の裁量に委ねるのみでは過剰な漁獲競争を招き、資源を枯渇させやすい。そのため漁業者によるルールに則った適正な漁獲が求められており、各国で漁業者同士の操業調整などに関する秩序ある漁業を実現するための法制度が整備されてきた。

このような中、国内においては、特に組織的な密漁が増加しており、漁業関係法令違反の違反者数は平成30年度では1,485件となっている。特に、漁業者による違反件数は近年漸減傾向なるものの、非漁業者による違反件数は増加傾向で、平成30年度は10年前と比して約20%増加している。そのため、規制を実施しない場合、更に違法漁獲が増加し、水産資源の持続的利用に悪影響を及ぼすとともに、適正な漁業者等の経営を圧迫することが懸念される。（令和6年度には1,739件※と見込まれる。）

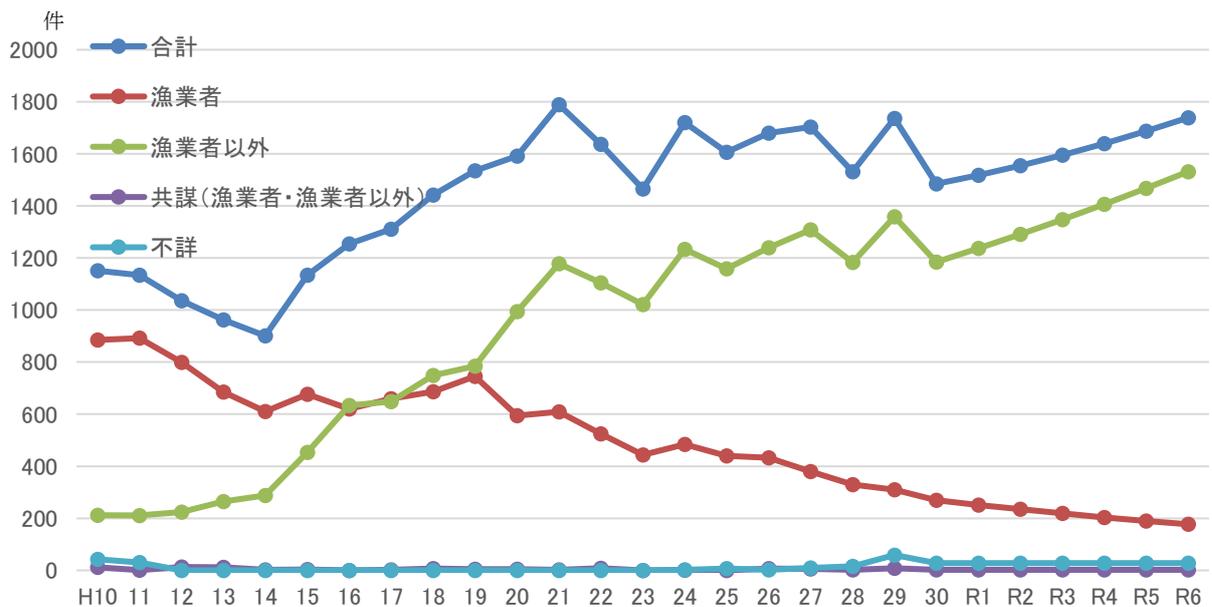
海面における漁業関係法令違反の推移（違反者区分別）

単位：件

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
合 計	1,535	1,592	1,789	1,637	1,464	1,720
漁業者	745	594	609	524	444	484
非漁業者	785	994	1,178	1,105	1,020	1,233
共謀（漁業者・非漁業者）	5	4	2	8	0	1
不 詳	0	0	0	0	0	2

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
合 計	1,606	1,680	1,703	1,531	1,736	1,485
漁業者	440	432	380	330	310	270
非漁業者	1,159	1,239	1,308	1,183	1,359	1,185
共謀（漁業者・非漁業者）	0	7	6	2	8	2
不 詳	7	2	9	16	59	28

	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
合 計	1,518	1,555	1,596	1,640	1,687	1,739
漁業者	252	235	219	204	190	177
非漁業者	1,237	1,291	1,347	1,406	1,468	1,532
共謀（漁業者・非漁業者）	2	2	2	2	2	2
不 詳	28	28	28	28	28	28



※推計方法 直近10年（H21～H30）平均増加率を前年度違反者数に乘じる。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

【課題及び発生要因】

国内に違法漁獲物が流通する要因として、一度流通すると、適法に漁獲されたものと違法に漁獲されたものとの判別が困難である点が挙げられる。また、流通過程での違法漁獲物の混入は引き続き放置され、更なる違法漁業が助長されるとともに、水産資源の持続的利用に悪影響を及ぼし、適正な漁業者等の経営が圧迫される。さらには、国際社会においてIUU漁業※撲滅の実行が求められており、世界有数の水産物輸入大国である我が国においても、既に対策を講じているEUや米国同様、適正な輸入を担保する措置を講じる必要がある。

※ IUU漁業とは、Illegal, Unreported and Unregulated 漁業の略称であり、違法（Illegal）、無報告（Unreported）、無規制（Unregulated）で行われる漁業のことを指している。

【規制以外の手段】

本規制以外に違反件数を減少させる手段として、漁業取締の強化が想定される。漁業関係法令違反を直接取り締まることができ、違反を行う漁業者等への牽制も見込まれるため、一定の効果が期待できる。しかし、潜水器を用いた夜間操業等により悪質、巧妙化する違法漁獲の取締りには一定の限界があり、漁業取締の主体となる都道府県の財政にも大きな負担を強いる。また、違法漁獲物が一旦流通すると、適法に漁獲されたものと違法に漁獲されたものとの判別は困難である。

このため、違法に採捕された水産動植物の流通を防止するため、流通段階においても違法漁獲されたものを識別できる仕組みである本規制を採用することが妥当である。

【規制の内容】

（１）国内における違法漁獲物の流通防止のための規制として、以下の措置を設ける。

ア 漁業者等の届出

特定第一種水産動植物（国内における違法及び過剰に採捕されるおそれの大きい魚種）の採捕の事業を行う者又はその者が所属する団体であつて、当該特定第一種水産動植物等の譲渡しの事業を行おうとするもの（届出採捕者）は、当該採捕の事業が適法に行われるものである旨を行政機関に対し届け出なければならないこととするとともに、届出の際に通知される番号を含む漁獲番号（以下、「漁獲番号等」という。）を伝達の上、譲渡しを行うこととする。

イ 情報の伝達

届出採捕者、一次買受業者、流通業者、加工業者等（特定第一種水産動植物等取扱事業者）は、名称、漁獲番号等の情報について事業者間で伝達しなければならないこととする。

ウ 取引記録の作成・保存

特定第一種水産動植物等取扱事業者は、特定第一種水産動植物等の譲受け又は譲渡しをしたときは、名称、重量又は数量、年月日、相手方の氏名、漁獲番号等の事項に関する取引記録を作成・保存しなければならないこととする。

（取扱事業者もアと同様に届出を行う。）

エ 輸出の規制

特定第一種水産動植物等取扱事業者は、特定第一種水産動植物等につき、適法に採捕されたことを示す国が発行する適法漁獲等証明書を添付してあるものでなければ、輸出してはならないこととする。

オ 農林水産大臣は特定第一種水産動植物等取扱事業者が上記イ又はウに違反していると認めるときは、当該特定第一種水産動植物等取扱事業者に対し、必要な措置をとるべき旨の勧告及び命令をすることができることとする。

(2) IUU漁獲物の流入防止のための輸入規制として以下の措置を設ける。

特定第二種水産動植物（国際的にIUU漁業のおそれの大きい魚種）等については、適法に漁獲されたことを示す外国の政府機関等発行の証明書等を添付してあるものでなければ、輸入してはならないこととする。

なお、立入検査として、農林水産大臣は、特定第一種水産動植物等取扱事業者等に対し、上記（1）アからエ及び（2）の実施状況に関し、必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の工場、店舗、事務所等に立ち入り、業務の状況、特定水産動植物等、帳簿、書類等を検査等させることができることとする。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

【遵守費用】

本規制の導入により、1②（1）ア～エ及び（2）について義務を課すこととなる。

（1）国内における違法漁獲物の流通防止のための規制

ア 漁業者等の届出義務について、これは適法な採捕の事業を行う漁業者であることを識別する前提として、漁業者（漁協）に対して届出を義務付けているが、漁協の業務報告書の提出等の機会を活用することで、届出の意思表示がなされたものとみなせるよう運用等で工夫することを検討していることから、現時点では追加費用が発生することを想定していない。

イ 情報の伝達義務について、適法な漁獲物であることを識別するため、生産者（漁協）は、漁獲物を販売等する際、届出地（都道府県ごとなど）、取引日、取引番号等で構成された漁獲番号を、買受業者に伝達することを義務付けているが、これらの情報を含む既存の伝票（送り状、納品伝票、請求書、領収書等）の利用により、漁獲番号が取引記録に記載され伝達されるものとみなせるよう工夫するなどすることとしており、現時点では追加費用が発生することを想定していない。

ウ 取引記録の作成・保存義務について、基本的に既存の伝票に漁獲番号が付記されることを想定しており、追加的な労働時間についても、既存の伝票等を作成する際に、漁獲番号を追加で記載するのみで足りるため、発生しない。

エ 輸出の規制については、適法漁獲証明書等の添付義務を課すこととしているが、本制度の運用に当たっては、漁獲番号の有無などを確認して証明を行う等の簡便な手続きとなるよう検討しているところであり、現時点では追加費用が発生することを想定していない。

（2）IUU漁獲物の流入防止のための輸入の規制

輸入の規制については、輸入時に外国政府機関発行の証明書等の添付義務を課すこととしているが、具体的な特定第二種水産動植物への指定魚種や制度運用が明確になっていない現段階においてその費用を試算することは困難である。

【行政費用】

特定第一種水産動植物採捕者等に係る届出の受理、届出番号の通知、適法漁獲等証明書の発行、勧告及び命令、立入検査等の業務について、本省7名、地方機関25名体制で実施することを想定している。本省職員の1人当たり人件費は年487万円、地方機関職員の1人当たり人件費は435万円であることから、年間1億4,284万円（487万円×7名+435万円×25名）が見込まれる。

なお、当該規制は、施行5年後に見直すことから、分析対象期間は5年とする。

以上により、7億1,420万円（1億4,284万円×5年）の行政費用が生じると見込まれる。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

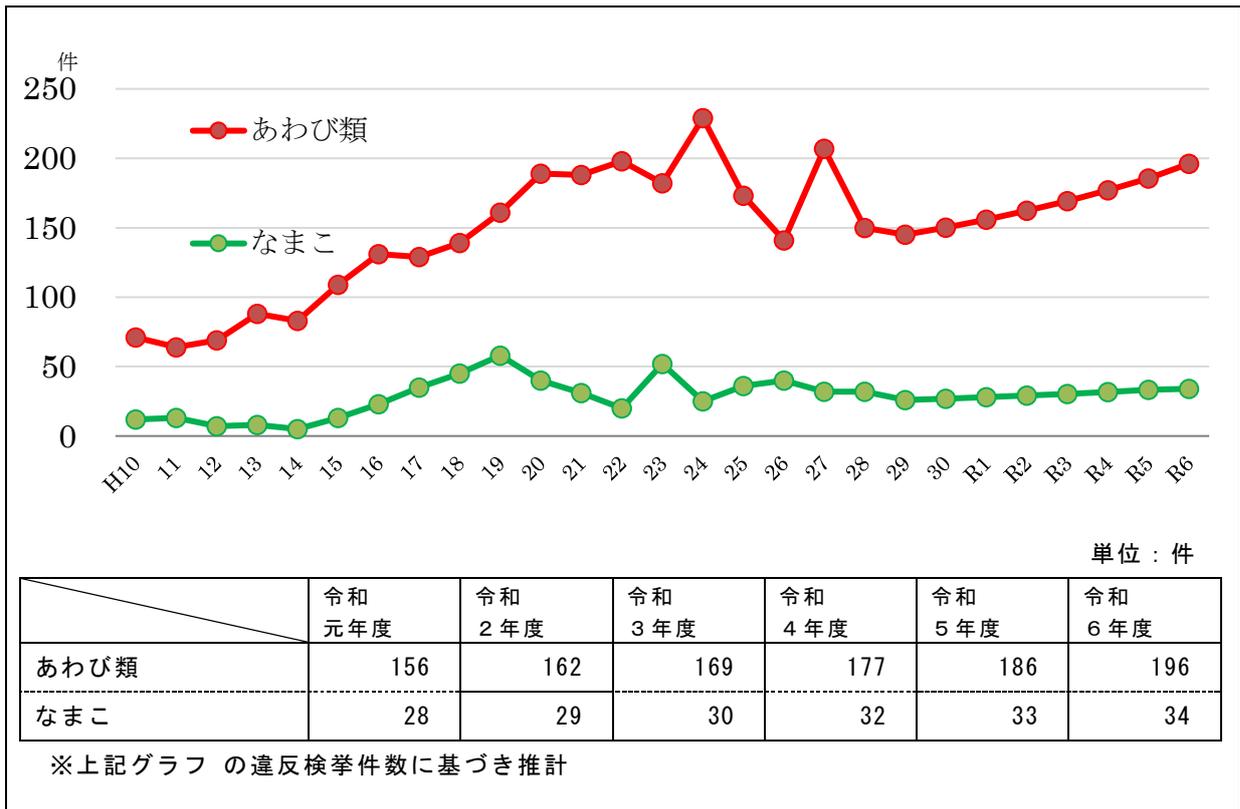
規制緩和ではない。

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何ほどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

本規制を導入することにより、特定水産動植物の違法漁獲物の市場への流入が防止され、長期的には密漁件数を半減させる効果が期待できる。対象魚種については、法案成立後の施行までに検討することとしており、評価時点で直接的な効果を定量的に示すことは困難であるが、高値で取引されるあわび類及びなまこについては、違反件数が下記グラフのとおりで推移している。（令和6年度にはあわび類196件、なまこ34件^{*}と見込まれる。）



⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

水産物について違法漁獲物の販売ルートや販売量について正確に把握することは困難であることから、その便益について把握することは困難である。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

規制緩和ではない。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

違法漁獲が減少することによって、対象水産物の流通量が減少し、需要が一定であるならば取引価格の上昇が想定される。他方、現時点では、安価な違法品に対し、正規品は非常に高価になっているため、正規品の価格だけを見れば下がる可能性もある。その際、加工業者は、一時的な原料価格上昇により利益が減少する可能性はあるが、本規制による流通の適正化によって、漁業者による資源の有効利用が可能となり、漁獲量が増大し、取引価格が安定することから、その影響は限定的であると考えられる。

一方、本規制により、国内で流通する特定の水産物について国内流通の適正化及び輸出入の適正化を図ることで、違法な漁業の抑止及び水産資源の持続的な利用に寄与し、漁業及びその関連産業の健全な発展が期待される。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

本規制の新設に係る費用について、遵守費用の把握は2③のとおり困難である。

一方、行政費用については、7億1,420万円（1億4,284万円×5年）と見込まれる。なお、副次的な影響として、違法漁獲の減少により、対象水産物の流通量が減少し、取引価格の上昇が想定される。その際、1次買受人の加工業者や流通業者等は、一時的に原料価格上昇により利益が減少することが見込まれる。ただし、規制により、適正な漁業管理の下、漁業者による資源の有効利用が可能となり、漁獲量が増大し、取引価格が安定することから、その影響は限定的と考えられる。

一方、便益については、密漁被害を防ぐことにより発生する反射的利益については直接便益となることを見込まれる。また、このことによる副次的影響で、漁業者の利益増大、加工業者の取扱量増大、地方での雇用増大による水産業の活性化を考えると、長期的には便益が費用を上回ることが期待できるため、当該規制を新設することが妥当である。

6 代替案との比較

⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から

比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

【代替案】

特定の水産動植物について、違法漁獲物を流通の入口で排除するため、漁業者及び漁協は一律に漁獲証明書を添付することとし、販売・購入に係る取引記録を作成・保存することとする。それ以降の取扱事業者については、漁獲証明書の添付や取引記録の保存を努力義務とする代替案が考えられる。

【効果の比較】

漁獲証明書の添付義務や取引記録の保存義務の対象を一次買受事業者までに限定してしまうと、それ以降の流通段階での違法漁獲物の流入を防ぐことができず、目的である国内流通の適正化及び輸出入の適正化を図ることができず、また違法な漁業の抑止及び水産資源の持続的な利用が将来的に見込めないものとなる。

このため本規制案を採用することが適当と判断した。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

【参考 検討会における議論の経緯】

令和元年9月より、生産者、加工・流通業者、自然保護団体、学識経験者や行政関係者等の各方面からの参画を得て、

I 国内における水産物流通の実態、

II IUU漁業をめぐる世界的な動き

III 欧米等が水産物輸入の際に求める漁獲証明制度

等を踏まえながら7回にわたり検討会を実施。

公表URL <http://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/gyokakusyomei.html>

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえることとする。

施行から5年後に事後評価を実施する。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

特定第一種水産動植物の密漁件数。